

海外展開支援に関する協定書

滋賀県（以下「甲」という。）、公益財団法人滋賀県産業支援プラザ（以下「乙」という。）および三井住友海上火災保険株式会社（以下「丙」という。）は、滋賀県内の企業（以下「県内企業」という。）の海外展開支援に関して、以下のとおり連携と協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、県内企業の成長と発展に資するため、甲、乙および丙が相互に連携、協力することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙および丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について協力する。

- （1）県内企業の海外展開に関する相談対応
- （2）丙の海外拠点による県内企業への支援
- （3）県内企業への情報提供およびセミナー開催
- （4）その他、前条に定める目的を達成するために必要な事項

（個別の協議）

第3条 甲、乙および丙は、前条に掲げる個別の案件を連携して推進することについて合意したときは、具体的な内容、実施方法、役割分担その他必要となる事項について協議の上、別途取り決めるものとする。

（協定の変更）

第4条 甲、乙および丙は、そのいずれかから、この協定の内容について変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更するものとする。

（守秘義務）

第5条 甲、乙および丙は、連携による取組に当たって知り得た情報を第1条に定める目的の範囲内で利用するものとし、相手方の承認を得ないで第三者に漏らしてはならない。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は平成27年2月5日から平成29年3月31日とする。ただし、期間満了の前月末までに甲、乙または丙から本協定を更新しない旨の申出があった場合を除き、本協定は1年間更新され、その後も同様とする。

(その他)

第7条 甲、乙および丙は、この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙、丙それぞれ署名の上、各1通を保有する。

平成27年 2月 5日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 三日月 大造

乙 滋賀県大津市打出浜2番1号

公益財団法人滋賀県産業支援プラザ
理事長 田口 宇一郎

丙 大阪府大阪府中央区北浜四丁目3番1号

三井住友海上火災保険株式会社
常務執行役員 今西 啓之